
入院時食事療養費について

1. 当院は、入院時食事療養（I）に係る北海道厚生局の承認を受けた食事療養を実施している保険医療機関です。
(食 第674号)
2. 当院では、「管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。

病院長